

旭川医科大学における研究活動の監理に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西 川 祐 司

旭川医科大学における研究活動の監理に関する規程の一部を改正する規程

旭川医科大学における研究活動の監理に関する規程（令和5年旭医大達第16号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
(略)	(略)
(構成)	(構成)
第3条 監理室は、次に掲げる者をもって構成する。	第3条 監理室は、次に掲げる者をもって構成する。
(1) 学長が指名する理事	(1) 学長が指名する理事
(2) 研究を担当する副学長	(2) 研究を担当する副学長
(3) 国際交流を担当する副学長	(3) 国際交流を担当する副学長
(4) 部局及びセンター等責任者	(4) 部局責任者
(5) 臨床研究支援センター長	(5) 臨床研究支援センター長
(6) 事務局長	(6) 事務局長
2 室長は、前項第1号の室員をもって充て、監理室の任務を掌理する。	2 室長は、前項第1号の室員をもって充て、監理室の任務を掌理する。
3 副室長は、前項第2号の室員をもって充て、室長を補佐する。	3 副室長は、前項第2号の室員をもって充て、室長を補佐する。
<u>附 則</u>	
<u>この規程は、令和5年7月5日から施行する。</u>	
【改正理由】	
本組織の体制整備を図るため、所要の改正を行うものである。	